

## 蒲郡市中間前金払に関するQ & A

Q1 中間前金払制度とはどのようなものですか？

A1 すでに前払金（請負金額の4割を限度）の支払いを行った工事を対象に、更に工期の中間期に2割までを追加して受け取ることでできる前金払の制度です。

Q2 中間前金払の対象となる案件は何ですか？

A2 当初の請負金額が1件300万円以上又は請負金額が1件50万円以上かつ工期が150日以上の「土木建築に関する工事」が対象です。

「土木建築に関する工事」の中には電気や管、水道施設等の建設工事が該当します。ただし、設計や測量、樹木管理等の委託業務、修繕は含みません。

Q3 中間前金払制度のメリットは何ですか？

A3 「部分払」に比べ、受注者及び発注者双方の事務を大幅に省力化することができます。部分払の場合は、出来形検査が必要となりますが、中間前金払は書面による審査のため、事務にかかる時間が大幅に節約され、工事への進捗への影響が少なくなります。

ただし、部分払又は中間前金払の何れか一方のみしか請求することができない制度です。中間前金払を受けている場合は部分払を請求することができませんのでご注意ください。ただし、債務負担行為等の複数年度案件については、一部取扱が異なります。別記Q&A10を参照してください。

Q4 中間前払金を請求するには、どのような条件が必要ですか？

A4 すでに前払金の支払いを受けている場合で、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 部分払を受けていないこと。 ※部分払と中間前金払は何れか一方の選択性です。
  - (2) 工期の2分の1を経過していること。
  - (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
  - (4) 工事の進捗率が、請負金額の2分の1以上の額に相当していること。
- (注) 支払いには前払金保証事業会社の保証を受けることが必要です。

Q5 認定に必要な書類はどのようなものですか？

A5 中間前金払認定請求書に実施工程表、工事履行報告書を添付して、市監督員に提出してください。原則、提出書類に基づき審査を行いますが、確認し難い点がある場合は、別途資料をお願いします。

Q6 中間前払金の支払い期間はどのくらいですか？

A6 中間前金払認定請求書を受領してから中間前金払認定調書を発行するまで、概ね7日程度

を要すると考えています。中間前金払認定調書が発行されたら前払金保証事業会社に保証の申込をし、保証証書の発行を依頼します。市は中間前払金支払依頼書と保証証書（約款）、請求書、振込依頼書を受理してから14日以内に支払いを行います。

Q7 変更契約がされた以後に行う中間前払金の支払額はどのようになりますか？

A7 中間前払金の割合は、請負金額の10分の2以内であり、地方自治法施行令附則第7条の規定により、当初の前払金との合計が10分の6を超えることはできません。

(1) **増額変更の場合**（当初の前払金 → 増額変更 → 中間前払金）

変更後の請負金額×60%－当初の前払金 > 変更後の請負金額×20%

(例) 請負金額1,000万円 増額変更 200万円 当初の前払金 400万円

12,000,000円×60%－4,000,000円 > 12,000,000円×20%

3,200,000円 > 2,400,000円

中間前払金請求可能額＝2,400,000円

(2) **減額変更の場合**（当初の前払金 → 減額変更 → 中間前払金）

変更後の請負金額×60%－当初の前払金 < 変更後の請負金額×20%

(例) 請負金額1,000万円 減額変更 200万円 当初の前払金 400万円

8,000,000円×60%－4,000,000円 < 8,000,000円×20%

800,000円 < 1,600,000円

中間前払金請求可能額＝800,000円

Q8 当初の請負金額が300万円未満（150日未満）の工事が変更契約により300万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A8 当初契約時に300万円未満（150日未満）の工事は中間前金払の対象としません。逆に当初契約時に300万円以上の工事が減額変更により300万円未満となった場合は中間前金払の対象とします。

Q9 工期延長契約がされた以後に行う中間前金払の要件にある「工期の2分の1を経過していること」の基準はどうなりますか？

A9 すでに工期延長契約（請書を含む）がされている場合は、工期延長後の工期を基に2分の1の算定を行います。

Q10 債務負担行為、継続費（複数年度）の工事において中間前金払は適用されますか？

A10 適用されます。ただし、単年度工事と一部取扱いが異なります。

(1) Q&A4の②から④の示す支払い条件は、次の①から③を参照してください。

①「工期の2分の1以上を経過」の基準は、当該会計年度の工事日数を基に算定します。

②「工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。」

の基準は、当該会計年度の工事期間の工程を基に判定します。

③「工事の進捗率が、請負金額の2分の1以上の額に相当していること。」の基準は、

当該会計年度の年割額を基に2分の1以上を判定します。

(2) 中間前金払が行われた工事であっても、年度末の出来高に対する部分払については行うことができます。

(例) 年割額 500 万円のうち契約当初に前払金 200 万円を請求し、工期の中間期に中間前払金 100 万円を請求したが、当該年度末の3月に年割額の残額の 200 万円を部分払として請求し受け取った。

(3) 年度毎に中間前金払と部分払の選択ができます。

(例) 2年度にまたがる工事において、初年度は工期の中間期に中間前払金を請求したが、2年度目は工期の途中で部分払を請求した。